

新年初回の第303回公益認定等委員会に有村治子内閣府特命担当大臣が御出席されました。

4月から事業年度が始まる公益法人は、事業計画書等の提出期限が3月31日となります。その際、留意すべき点を掲載しましたので、是非、御覧下さい。
(関連記事2ページ)

また、今月は東海北陸及び四国ブロック会議の際に訪問した法人を紹介します。
(関連記事4～5ページ)



有村特命担当大臣に 公益認定等委員会で御挨拶いただきました!

1月9日、新年1回目の公益認定等委員会に有村治子内閣府特命担当大臣が御出席され、冒頭御挨拶をいただきました。

有村大臣からは、委員の日頃の審査業務等に対する謝辞をいただくとともに、内閣府の認定により、2,337^(注)の公益法人が生まれ、活力溢れる共助社会を支える基盤になっていること、同時に、一部の公益法人でガバナンスが十分に発揮されていないこと、公益法人の信頼性を高め、民の活力を公益に活かしていくことが重要であることなどについてお言葉をいただきました。

(注)平成26年12月31日時点



目 次

- P.2 事業計画書等の作成・備え置き・提出について
- P.3 内閣府公益認定等委員会委員による公益法人の訪問について
- P.4 委員の法人訪問記
⑤公益財団法人 金沢文化振興財団
- P.5 ⑥公益社団法人 徳島市観光協会
- P.6 申請サポートに関する情報・その他お知らせ



1月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数(注)
内閣府	社 団	774	103	1,084
	財 団	1,565	297	948
都道府県	社 団	3,316	97	5,399
	財 団	3,657	389	3,189
合 計		9,312	886	10,620

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年1月31日現在)

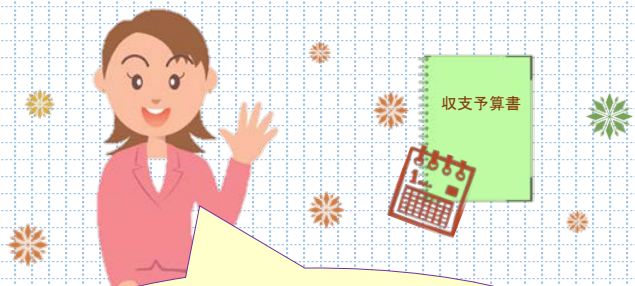
より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください
<https://www.koeki-info.go.jp/>



事業計画書等の作成・備え置き・提出について

公益法人は、**毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画書等の書類**を作成し、事務所に備え置くとともに、**同書類を行政庁に提出**する必要があります(公益認定法第21条第1項及び第22条第1項)。

4月1日から事業年度が始まる公益法人の場合、**3月31日が提出期限**となりますので、御注意ください。



提出書類の作成に当たっては、下記の点を御確認ください。

❁ 翌事業年度に**定款や公益(移行)認定申請書に記載されていない事業**を始める予定はありますか？

公益法人は、定款で定めた目的の範囲内で権利・義務を負いますので、定款に規定する目的に該当しない事業を新たに実施する場合には、**定款変更**が必要です。

また、公益(移行)認定申請書に記載がない事業を新たに実施する場合には、**事前に行政庁への変更認定申請**が必要となります。

❁ 今年度決算で、**正味財産が赤字又は僅少**となる恐れはありますか？

公益法人には、事業を継続的に実施するための財政基盤が求められ、正味財産が赤字又は僅少となる見込みの場合には、速やかに**財務基盤の回復**を図る必要があります。

(特に財団法人は、**2期連続して正味財産が300万円を下回ると解散**となりますので、特に注意が必要です。)

参考 公益法人は、**毎事業年度の経過後3箇月以内に事業報告書等を行政庁に提出**する必要があります。3月31日で事業年度が終了する法人は、事業報告書や決算の作成時期が近づいていますので、計画的な対応をお願い致します。

💡 お知らせ

行政庁では、定期提出書類の提出時期に全公益法人・移行法人向けに配信していた注意喚起メールに加え、今年2月から、上記の様な定期提出書類の作成上の留意事項を併せて配信しておりますので、御参照ください。



提出書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書(損益計算ベースかつ事業別に区分)
- ・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ・上記の書類について理事会(社員総会又は評議員会)の承認を受けた場合は社員総会又は評議員会)の承認を受けたことを証する書類

❁ 翌事業年度の予算は、**財務3基準**を満たしますか？

- 今年度決算で公益目的事業に黒字が発生することが見込まれる場合には、**黒字の解消策**を検討し、**事業計画書や予算に記載**する必要があります。
- 公益法人は**公益目的事業の実施を主たる目的**としますので、公益目的事業の比率が50%を割り込む場合には、公益目的事業や収益事業等の見直しが必要です。
- 今年度決算で**遊休財産の保有制限を超過**する見込みがある場合には、対応策を**事業計画書や予算に記載**する必要があります。





内閣府公益認定等委員会委員による 公益法人の訪問について



内閣府公益認定等委員会では、公益認定等委員会と公益法人及びその関係者とが、「民による公益の増進」という目標に向けて、意見交換等を行い、お互いの問題意識等について理解を深めるための活動としての「法人との対話」を推進しています。

この一環として、同委員会の委員が内閣府認定の公益法人を訪問し、理事等と法人運営等に関する意見交換を行います。これにより、公益法人による公益活動を応援（エンカレッジ）するとともに、今後の公益法人の活動の支援などを検討するに当たって参考としていきます。

❄️訪問先、日程等

平成27年度末までに5法人程度を訪問する予定です。第1回から第3回までの訪問先、日程等は下表のとおりです。



	日程	法人名	所在地	事業概要
1	1月27日 (火) (実施済み)	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン	東京都港区芝3丁目1番 14号 (日本生命赤羽橋ビル6F)	1971年、国際的な環境保全ネットワークであるWWFの一員として発足。「人と自然が調和して生きられる未来」を理想として掲げる。国内外の生物多様性の保全や自然環境への負荷の低減のための活動、調査研究等に取り組む。
2	3月10日 (火)	公益財団法人 日本フィルハーモニー交響楽団	東京都杉並区梅里1丁目 6番1号	1956年設立のオーケストラ。公演数は年150回前後で、充実した指揮者陣とともに魅力的な企画を提供。また、学校・施設訪問コンサートの開催により子どもと音楽の出会いの場を広げるなど、音楽を通じた文化の発信に取り組む。
3	4月以降 日程調整中	公益財団法人 全日本柔道連盟	東京都文京区春日1丁目 16番30号 講道館内	1949年設立。日本の柔道競技界を統括し代表する団体。選手の強化育成、大会の主催・後援による柔道のすそ野の拡大、指導者の育成等を通じて柔道の普及・振興に取り組む。
4 5	平成27年 度	奨学金支給、研究助成、子どもの支援、国際協力、震災復興等の分野で活躍している法人から2法人程度		

※第3回以降の訪問先等は、訪問先、日程等が確定した時点で追加して公表する予定です。
また、調整の結果、変更となる可能性があります。



平成26年度

委員の法人訪問記⑤



公益財団法人 金沢文化振興財団

平成26年11月5日に石川県で開催された公益法人担当東海北陸ブロック会議に際し、翌6日に公益認定等委員会の恵委員及び小森委員が「公益財団法人金沢文化振興財団」を訪問しました。その様子を紹介します。

公益財団法人
金沢文化振興財団
KANAZAWA CULTURAL PROMOTION FOUNDATION

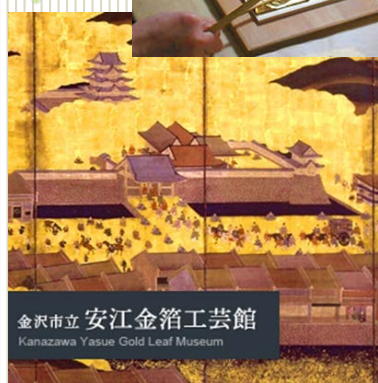
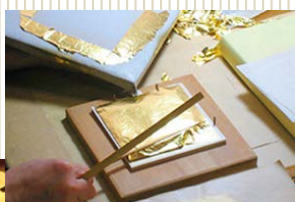
金沢市内の史跡、文化財の保存、美術工芸品・伝統芸能その他の文化の保存と継承を図るため、金沢市から基本財産2,000万円の出損を受け、「財団法人金沢市文化財保存財団」として設立。平成23年4月1日、公益財団法人へ移行し現名称に変更しました。

金沢市が有する伝統文化の継承と振興を図り、もって、本市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的として、文化施設等の管理運営の受託及び文化振興に係る事業の企画実施を行っています。

<http://www.kanazawa-museum.jp/>



金沢市にある加賀八家の一つである前田土佐守家に伝来する資料を収蔵し後世に伝える施設である前田土佐守家資料館をはじめ、金沢市老舗記念館、安江金箔工芸館、鈴木大拙館など重要な文化施設16施設を金沢市から指定管理を受け、広く一般に公開を行うとともに、企画展示を行っています。また、寺島蔵人邸については江戸中期の家屋や土塀等が残っており、屋敷跡や所蔵する同家伝来の書道工芸については金沢市指定文化財として管理し保存も行っています。



寺島蔵人の直筆の作品



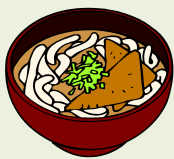
金沢市老舗記念館



訪問に際しては、本法人の山口理事長及び西川事務局長から法人運営上の課題や今後の事業目標を伺いました。3月に北陸新幹線の開業を控え、新たな金沢の夜の文化観光を提供するため、週末に博物館や美術館を夜間開館する「金沢ナイトミュージアム」を開催し、昼間とは違った金沢らしい夜の見どころを再発見する機会となることを目指す試みをしているとのことでした。

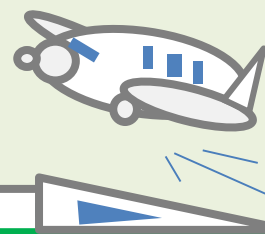
また、博物館は月曜日が休館日となることが多いが、本法人は年末年始、展示切替期間を除いて原則開館を行い、県内外を問わず金沢市に訪れた多くの人に来館していただけるよう創意工夫を行っているとの説明を受けました。

今回の訪問では、金沢市が有する伝統文化の継承と振興をより図るため、ナイトミュージアムを開催する等の事例を伺うことができ、充実した訪問となりました。



委員の法人訪問記⑥

公益社団法人 徳島市観光協会



平成26年11月18日に徳島県で開催された公益法人担当四国ブロック会議に際し、翌19日に公益認定等委員会の山下委員長と雨宮委員長代理が「公益社団法人徳島市観光協会」を訪問しました。その様子を紹介します。



奥祖谷(おくいや)の二重かずら橋



鳴門海峡大橋と渦潮

今回の訪問では、阿波おどりが会館とモラエス館を視察しました。

阿波おどりが会館は、徳島を訪れる観光客のみなさんに、一年を通じて阿波おどりの歴史や魅力を体感していただくための施設で、阿波おどりの連(一つの踊りのグループのこと。)の先頭を練り歩く高張り提灯をイメージした逆台形の建物となっています。

阿波おどりが会館



阿波おどりが会館内2階の阿波おどりがホールでは、阿波おどりが1日に3～4回実演されており、8月に開催される阿波おどりが期間以外においても本物の阿波おどりを観ることができます。3階の阿波おどりがミュージアムでは、阿波おどりの衣装、鳴り物、資料などが展示されており、その歴史と魅力を学ぶことができます。また、「阿波おどりが3Dシアター」では、阿波おどりの迫力ある立体映像を観ることができます。

公益社団法人 徳島市観光協会

徳島市内の観光資源の紹介宣伝、阿波おどりの保存・伝承などを目的として、昭和46年に社団法人として設立され、平成26年4月に公益法人としての活動を開始しています。

主な事業としては、阿波おどりが会館、眉山ロープウェイの運営、観光誘致などを行っています。

www.tokushima-kankou.or.jp/



阿波おどりがホールの様子



阿波おどりの衣装



鳴り物の説明を聞く山下委員長、雨宮委員長代理

徳島市で生涯を終えたポルトガル人、ヴェンセスラウ・デ・モラエスは、著書に「日本精神」などがあり、後世に伝えるべき文筆家として評価されています。

モラエスの旧宅の一部を移築して保存・活用されているモラエス館は、眉山ロープウェイ山頂駅内で運営されており、徳島日本ポルトガル協会主催の彫刻展なども開催されています。



モラエス館内のモラエスの書斎

眉山頂上から見た徳島市内の美しい夜景

法人の方々との意見交換の中で、公益法人の運営に当たっての御苦勞を伺ったところ、事業費等に関する公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の区分に悩むことが多いとのことでした。



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口■

<窓口相談>(要事前申込)

●1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人■

<民間の専門家を活用した相談会>

(要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。2月下旬、3月の開催日程は下記のとおりです。(詳細は公益法人informationを御覧ください。)

◆2月26日(木)東京都で開催予定(近日受付開始)

◆3月17日(火)東京都で開催予定

■その他のサポート■

<業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

■テーマ別セミナーの開催(要事前申込)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■2月25日(水)

「公益法人の監査(仮)」

公益法人の監事の方等を対象に、法人の監査に関する専門的な解説を実施します。

詳細は公益法人informationを御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558

FAX 03-5403-0231

メール sodan-juri@cao.go.jp



募集!

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

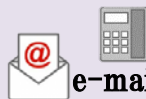
現在は、79法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。



●「公益法人information」トップページから、公益法人の活動紹介を御覧ください。活動紹介を希望する法人を随時募集しています。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



電話 : 03-5403-9524

e-mail : koeki-info@cao.go.jp